10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

サステナビリティ条項の定め方：反社条項の型を借りている

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　この条項は何をしているのか

1　中心にあるのは、行動規範の遵守

サステナビリティ条項において、多くの条項で定められている中心的な内容は、一方当事者の企業が定める行動指針の遵守の義務付けまたは遵守することの表明・保証です（注1）。

条項の本体は短く、中身は別の文書に置かれます。遵守の対象となる行動規範等には、調達に関する行動規範等とする場合（「〇〇調達ガイドライン」など）と、全取引先を対象とする行動規範等とする場合（「〇〇お取引先行動基準」など）があります（注2）。

その行動規範に多く定められている項目は、法令遵守と国際規範の尊重、人権の尊重（強制労働・児童労働の禁止、不当な差別の禁止、ハラスメントの禁止、非人道的な取扱いの禁止）、労働（適切な労働時間、適切・確実な賃金・報酬の支払、団結権・団体交渉権の尊重）、安全衛生（安全な職場維持、労働災害への適切な対応）、公正な取引（競争法違反の禁止、腐敗の禁止、知的財産権の尊重、個人情報の適切な管理、反社会的勢力との関係構築等の禁止）、環境（気候変動への対応、持続可能な資源利用）です（注2）。

2　反社会的勢力の排除条項と同じ形

この並びを見て既視感があるとすれば、それは正しい見立てです。**サステナビリティ条項は、反社会的勢力の排除条項が組み上げた型を借りています。**

反社条項では、自らが反社会的勢力に該当しないことを全当事者が互いに確約・保証するのが一般的で、契約締結時点だけでなく将来にわたっても確約することを明記する条項例もあります（注3）。確約は、相手方が反社会的勢力に該当することとなった場合に確約違反を理由として契約を解除する旨を定めておくことの前提として位置づけられると考えられます（注3）。

サステナビリティ条項も、表明・保証から入り、違反があったときの手当てへ進みます。違いは、確約の対象が「該当しないこと」ではなく「守ること」だという点にあります。

二　よくある条項例

基本の条項例は、表明・保証の型です。

> 第〇条（行動指針の遵守）
> 乙は、本契約締結時において甲が定める「調達に関する基本方針」（以下「本方針」という）を遵守していることを表明、保証するとともに、本契約期間中において本方針を継続的に遵守することを表明、保証する。（注4）

締結時点と契約期間中の両方を押さえるところは、反社条項の書き方と同じです。

より緩やかな型もあります。

> 第〇条（行動指針への同意）
> 乙は、甲が定める「調達に関する基本方針」（以下「本方針」という）の内容を確認するとともに、本方針の内容に沿った取組を甲とともに実践していくように努める。（注5）

これは、遵守の義務付けや遵守の表明・保証という形を採らず、より緩やかな形で契約当事者双方が確認するとしたり、遵守や実践等に努める旨を定めるにとどまる型で、こうした条項例も多くみられます（注6）。

三　問題点

1　押しつけと評価されるおそれ

一方当事者が自分で作った文書を、相手方に守らせる構造です。一方当事者が準備した行動規範等について相手方当事者に対して遵守の義務付け等を行わせることは、一方的に過大な義務を相手方当事者に押しつけるおそれもあります。特に、すでに契約関係を締結している相手方との間でサステナビリティ条項を含んだ契約書に変更するような場合には、押しつけと評価される可能性も高くなります（注6）。

行動規範の中身は、締結後に一方的に改定されることもあります。「甲が定める本方針」という書き方は、その改定にも自動的に従うという意味になりえます。

2　取引先の取引先まで、どこまで届くのか

サプライチェーン全体を見る以上、条項は相手方の先にも及ぼそうとします。相手方当事者に対して、その取引先においても行動規範等の遵守のための対応や働きかけを行うことを相手方当事者の義務として定めておく、という例がみられます（注7）。

日弁連のモデル条項には、限界の線が引かれています。

> 2（CSR行動規範の遵守）
> 乙は、甲と共同して企業の社会的責任を果たすために、別紙規定のCSR行動規範を遵守することを誓約する。また、乙は、乙の調達先（本件取引基本契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわたるときは全ての調達先を含む。以下「関連調達先」という。）がCSR行動規範を遵守するように、関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、乙の2次以下の関連調達先がCSR行動規範に違反した場合に乙に直ちに本条項の違反が認められることにはならず、乙がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかった場合にのみ本条項の違反となるものとする。（注8）

ただし書が、この条項の実際上の要です。2次以下の取引先の違反がそのまま相手方の債務不履行になるのであれば、誰も引き受けられません。知っていたか知りうべきであったのに適切な措置を取らなかった場合に限る、という形で、義務が果たせる範囲に収められています。

より簡潔な型もあります。オリンピック等モデル条項の例は、次のとおりです（注7）。

> 3（サプライチェーンへの働きかけ）
> 乙は、乙のサプライチェーンに対して、調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどの働きかけを行う。（注9）

3　守られているかを確かめる手段がない

表明・保証を取り付けても、実際に守られているかは外からは見えません。相手方当事者に対して行動規範等の遵守の義務付けや遵守の表明・保証を行わせたとしても、実際に相手方当事者が違反しているか否かを外部から把握することは困難です（注10）。

そこで報告義務や監査権が置かれます。もっとも監査については、このような条項に基づき実際に監査まで実施している例はきわめて少ないものと考えられ、多分に宣言的な意味を持つ条項例と考えられます（注11）。

四　改善例

1　義務の強さを、相手方との関係から選ぶ

この条項は、強い型と緩い型の間に段階があります。

段階	書き方	使う場面
表明・保証	遵守していることを表明、保証する	新規の契約で、相手方が対応できる規模のとき
遵守義務	本方針を遵守しなければならない	同上。表明保証より効果の射程が読みやすい
確認・努力	内容を確認し、取組を実践していくように努める	既存の契約を変更するとき、相手方が小規模なとき

強い型を一律に使うと、三の1の押しつけの問題に直行します。相手方の規模と、締結ずみの契約を変更する場面かどうかで選ぶことになります。

2　働きかけの範囲に、線を引く

相手方の取引先まで及ぼす条項を置くなら、三の2で見たただし書の型を入れます。線の引き方は2つです。

- 対象を限る（本契約の対象となる製品・資材・役務に関連する調達先に限る）
- 責任の発生を限る（知り、または知りうべきであったのに適切な措置を取らなかった場合に限る）

前者は範囲の限定、後者は帰責の限定です。両方を入れておくと、条項が現実に運用できる形になります。

3　報告と是正を、段階に分けて置く

条項例には、報告・回答の義務を課すものと、違反が判明した場合の通報義務を課すものがあります（注10）。是正については、より緩やかに勧告ができる旨を定める条項例と、是正措置を要求することができる旨を定める条項例の2つがあります（注12）。

> 第〇条（改善の勧告）
> 甲は、乙に〇〇行動規範の不遵守の事実が判明した場合には、乙に対して必要な改善を行うことを勧告できるものとし、乙はこの勧告に誠実に対応するものとする。（注13）

勧告か、要求か。ここも段階の選択です。**解除まで書き込むかどうかは、相手方の代替可能性と、供給が止まったときの自社の損害から決まります。**取引を止めれば人権侵害が解決するわけではないという問題は、別稿「供給網に義務を課すことの限界：取適法（旧下請法）・独占禁止法との関係」で扱います。

五　書き分けの分岐

場面	判断
新規の取引基本契約・相手方が同規模以上	表明・保証の型を置きます。働きかけの条項も入れ、範囲と帰責の線を引きます
新規の取引・相手方が小規模	確認・努力の型から入ります。報告義務は年1回程度の書面に絞ります
締結ずみの契約に追加する	押しつけと評価される可能性が高い場面です。覚書の形で、確認・努力の型から始めます
自社が求められる側	行動規範の中身と、改定の手続を確認します。「甲が定める本方針」とだけ書かれていれば、改定時の取扱いを協議事項にできないか交渉します
公共調達の受注に関わる契約	入札説明書や契約書に、人権尊重に取り組むよう努める旨の記載が入っていることがあります（注14）。上流と下流の両方に同じ内容を伝える設計にします

本稿で扱わなかったこと

この条項がなぜ契約書に入ってくるのか（国連の指導原則から政府のガイドラインを経て契約条項に降りてくる筋道）は、この条項の位置づけを扱う記事が本体です。

一方的に監査受入れや是正費用の負担を課した場合に、優越的地位の濫用などの問題が生じないかは、供給網に義務を課すことの限界を扱う記事の射程です。四の3の末尾で触れた「取引を止めることの評価」も、そちらで扱います。

反社会的勢力の排除条項そのものの設計は、反社条項を扱う記事が引き受けます。本稿では、条項の型が共通していることを示すにとどめました。

人権デュー・ディリジェンスの実施手順は、政府のガイドラインの各論が定めています。本稿では、その実施を義務づける条項例があることを示すにとどめました。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）182頁
（注2）前掲注1・187〜188頁
（注3）前掲注1・132頁
（注4）前掲注1・182〜183頁の記載例①
（注5）前掲注1・187頁の記載例②
（注6）前掲注1・187頁
（注7）前掲注1・188頁
（注8）前掲注1・188〜189頁の記載例③（日本弁護士連合会「人権デュー・ディリジェンスのためのガイダンス（手引）」（2015年1月）のCSRモデル条項の一部を同書が抜粋したもの）
（注9）前掲注1・189頁の記載例④
（注10）前掲注1・190頁
（注11）前掲注1・191頁
（注12）前掲注1・191〜192頁
（注13）前掲注1・191頁の記載例⑨
（注14）前掲注1・185頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/sustainability-joko-sadamekata/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「サステナビリティ条項の定め方：反社条項の型を借りている」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。